

仙北市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

仙北市教育委員会

(令和8年4月1日施行)

目次

1.	計画の趣旨、現状	P 1
2.	目的、計画の期間、計画の位置付け 等	P 4
3.	目標	P 5
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P 6
	(含：学校と教師の業務3分類)		
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて	P 13

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

仙北市では、教職員が子どもたちと向き合う時間やよりよい授業づくりのための時間を確保し、質の高い教育を実現するとともに、働きやすい魅力的な職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることを目指し、これまで各種対策に取り組んできました。これにより、教職員の勤務環境の改善に一定の成果が見られるものの、時間外在校等時間がやや多い状況にあります。

国では、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法）を一部改正し、学校における働き方改革の更なる加速化に向けて教育委員会が講ずべき措置として、当該教育委員会がサービスを監督する教職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（以下「業務量管理・健康確保措置」）の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」）を定めることとしています。（給特法第8条第1項関係）また、令和11年度までに教職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減という目標を掲げています。

令和7年9月に改正された文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」では、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき具体的な措置として、新たに「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しや適正化が図られ、保護者や地域等の学校教育を支える幅広い関係者の方々との連携の必要性が強調されています。

これらに基づき、仙北市教育委員会では本計画を策定し、保護者や地域、関係機関等のご理解とご協力を得ながら、教職員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保を行い、教職員が子どもたちと向き合う時間やよりよい授業づくりのための時間を確保し、専門性を発揮しながら質の高い教育の実現する環境づくりを推進します。また、教職員の長時間労働を是正し、心身の健康を確保しながら教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、教職員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じながら教育活動にいきいきと取り組むことができるよう実施していきます。

(2) 仙北市の現状

本市では、令和2年から仙北市立小中学校の全教職員を対象にストレスチェックを年1回実施しています。令和3年4月には「仙北市立学校安全衛生管理規程」を定め、仙北市立小中学校を一つの事業場とし、総括安全衛生管理者及び産業医を配置するとともに、「仙北市学校安全衛生委員会」を設置し、教職員の業務量管理・健康確保について協議を年3回実施しています。その協議内容は、各校で開催する校内安全衛生委員会資料として通知し、教職員の業務量管理・健康確保についての意識付けを図っています。

令和6年4月には「仙北市小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。その結果は以下のとおりです。

仙北市立小中学校の教職員の業務量管理に係る結果

① 1箇月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合（％）

	R 5	R 6	前年比
市内小学校（6校）	75.7	82.6	+6.9
市内中学校（5校）	70.3	67.1	-3.2
全 体	73.3	75.5	+2.2

② 1年間の時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合（％）

	R 5	R 6	前年比
市内小学校（6校）	44.0	58.9	+14.9
市内中学校（5校）	39.5	37.3	-2.2
全 体	41.9	49.1	+7.2

③ 1箇月の平均時間外在校等時間（時間）

	R 5	R 6	前年比
市内小学校（6校）	32.1	29.2	-2.9
市内中学校（5校）	38.2	38.8	+0.6
全 体	34.8	32.9	-1.9

④ 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員の割合（％）

	R 5	R 6	前年比
市内小学校（6校）	1.1	0.8	-0.2
市内中学校（5校）	5.9	5.8	-0.1
全 体	3.2	3.1	-0.1

令和5、6年度比較では、①1箇月の時間外在校等時間が45時間以内の割合、②1年間の時間外在校等時間が360時間以内の割合は、小学校が大幅に増加、中学校は横ばいとなっています。また、③1箇月の平均時間外在校等時間は、小学校がやや減少、中学校は横ばい、④1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員の割合は小中学校とも横ばいとなっています。

全体としては、①～③については改善傾向が見られますが、②1年間の時間外在校等時間が360時間以内の割合が低いことや、④1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員が数名いることが課題です。

仙北市立小中学校の教職員の健康確保に係る結果

⑤1年間の年次有給休暇平均取得数（日）

	R 5	R 6	前年比
市内小学校（5校）	13.5	13.4	-0.1
市内中学校（5校）	12.1	11.5	-0.6
全 体	12.7	12.4	-0.3

⑥ワーク・エンゲイジメント（p）※1

	R 5	R 6	前年比
市内小学校（5校）	2.75	2.85	+0.10
市内中学校（5校）	2.80	2.85	+0.05
全 体	2.78	2.85	+0.07

※1 ワーク・エンゲイジメントは、職員が「働きがい」と「働きやすさ」を感じ、いきいきと仕事をしている状態を表すストレスチェックの指標で、1（低い）～4（高い）で示される。

「ストレスチェック」（公立学校共済組合）分析結果より

令和5、6年度比較では、⑤1年間の年次有給休暇平均取得数は、小中学校とも大幅な変化はありません。年間取得可能日数20日に対して60%程度の取得率となっています。厚生労働省が働き方改革の一環として設定している「年次有給休暇の取得率を70%以上にする」という数値目標よりやや低い状態であることが課題です。

また、職員が「働きがい」と「働きやすさ」を感じ、いきいきと仕事をしている状態を表すストレスチェック項目⑥ワーク・エンゲイジメントは、やや高い数値を示しており、改善傾向にあります。

2. 目的、計画の期間、計画の位置付け 等

(1) 計画の目的

教職員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、いきいきと子どもたちに向き合うことができるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた魅力的な職場環境を実現し、学校教育の質の向上を目指します。

(2) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

(3) 計画の位置付け、計画の公表・改訂、報告等

- ・本計画は、仙北市立学校の教職員に関する業務量管理及び健康確保に係る目標や取組を示すとともに、仙北市立小中学校に対する支援等について仙北市教育委員会の役割を明らかにするものです。（第8条第1項関係）
- ・本計画は、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項について定めるものです。（第8条第2項関係）
- ・本計画に変更がある場合は、総合教育会議に報告するとともに、仙北市ホームページにて随時更新します。また、市長部局との連携を図り、適切な役割分担の下、取組を推進します。（給特法第8条第3項関係）
- ・本計画の目標の達成状況や取組状況は、毎年度、総合教育会議での報告を経て仙北市ホームページで公表します。（給特法第8条第4項関係）
- ・本計画は、目標達成状況等の検証や国の動き、仙北市立小・中学校適正配置計画の実施等を踏まえ、計画期間中でも必要に応じて取組の追加や変更等の必要な見直しを行う場合があります。
- ・本計画の策定や改訂に当たっては、市長部局や県教育委員会等と認識を共有し、教職員の業務量の適切な管理、その他教職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関して、専門的な助言を求めるなど連携を図ります。（第8条第5項関係）

3. 目標

本計画における仙北市立小中学校の教職員の業務量管理及び健康確保に係る目標は、以下のとおりです。

(1) 仙北市立小中学校の教職員の業務量管理に関する目標

(令和 11 年度まで)

- ① 1 箇月の時間外在校等時間 45 時間以内の教職員の割合 100%
- ② 1 年間の時間外在校等時間 360 時間以内の割合 100%
- ③ 1 箇月の平均時間外在校等時間 年間平均 30 時間程度

※「仙北市小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(令和 6 年 4 月)に基づき、教職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、時間外在校等時間が以下の範囲内の時間をなるようにします。ただし、1 年のうち 1 箇月において 45 時間を超えて業務を行う月数については、6 箇月以内とします。

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間 100 時間未満
- ・ 1 年間の時間外在校等時間 720 時間以内

(1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間以内)

(2) 仙北市立小中学校の教職員の健康確保に関する目標

(令和 11 年度まで)

- ④ 年間の年次有給休暇の平均取得数 14 日以上
- ⑤ ストレスチェック項目 ワーク・エンゲイジメント項目 3.1

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「学校と教師の業務の3分類」

「学校と教師の業務の3分類」は、平成31年の中央教育審議会答申で示され、3分類に基づく取組の実効性向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、各主体の具体的な役割を整理したものです。

【イ. 学校以外が担うべき業務】

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

【ロ. 教師以外が積極的に参画すべき業務】

- ⑥調査・統計等への回答
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成
- ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩校舎の開錠・施錠
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫校内清掃
- ⑬部活動

【ハ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- ⑭給食の時間における対応
- ⑮授業準備
- ⑯学習評価や成績処理
- ⑰学校行事の準備・運営
- ⑱進路指導の準備
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(2) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

本市では、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、令和11年度までの目標に向け、以下の取組を推進します。(○数字は4.(1)「学校と教師の業務の3分類」に対応)

イ. 学校以外が担うべき業務

① 登下校等の通学路における日常的な見守り活動

- ・教職員による日常的な登下校時の見守り活動は行わない。
- ・スクールガードリーダーによる見守り活動を推進する。
- ・季節の街頭指導等へのPTA組織や地域住民の参画を促す。
- ・地域行事や季節の街頭指導等でやむを得ず教職員による登下校時の立哨を実施する場合は、事前に「勤務時間の振替」を確定し、翌日の出勤時間を遅らせる等の措置を講ずる。

② 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・教職員による日常的な夜間の見回りは、原則として行わない。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りは保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を共有する。
* (関連) 放課後児童クラブ利用者には「放課後児童クラブ」で対応

③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・学校徴収金については、全て振込みまたは引き落とし形式とし、直接現金を取り扱うことがないようにする。やむを得ず現金が発生する場合は、事務職員が一括して受け付ける体制を整える。また、滞納等については、事務職員または管理職が事務的な通知の対応を行うとともに、市長部局等とも連携しながら対応する体制を整える。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・コミュニティ・スクールディレクター及び地域学校協働活動統括推進員を配置し、地域学校協働活動の支援をする。
- ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整は、学校の地域連携担当教員の負担過多にならないように、地域学校協働活動統括推進員をコーディネーターとして、教育委員会と学校が連携して調整に当たるとともに、SNS等の活用によるスムーズな連絡調整を行う等の体制を整える。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・管理職を含むリスク管理チームで協議し、即時「トリアージ」を行い、教育委員会、福祉、児童相談所、警察等と連携を図りながら主導権を引き継ぐなど、学校が対応困難な事案を抱え込まない体制づくりを推進する。
- ・学校では扱いきれない過剰な苦情や不当な要求等への対応は、教育委員会が相談窓口となり、市長部局と連携しながら、市の顧問弁護士等の専門家を活用できる体制を整える。

ロ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・学校が回答する国及び県等の調査は、市教育委員会で回答が可能な場合は代行し、学校への依頼を可能な限り削減する。学校で回答する場合は、学校事務職員や学校サポーターの協力を得ながら調査等の回答に係る事務負担の軽減を図る。
- ・市教育委員会が実施する調査を学校に依頼する場合は、Google フォームによる自動集計、仙北市共有フォルダでの回答ファイルのやり取りを検討し、回答及び提出等の負担軽減を図る。

⑦⑧ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・情報支援員を配置し、市内小中学校を巡回訪問しながら学校の広報資料やホームページ作成等の支援をする。また、巡回期日の変更を希望する場合は、他校との調整を図り柔軟に対応する。
- ・情報専門官を北浦教育文化研究所に配置し、学校のICT機器・ネットワーク設備等の保守・管理を行うとともに、各校でのトラブル発生時に迅速に対応する。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・地域開放に関わる体育館や体育施設の管理は、教育委員会が担う。実際の使用可否については、校長の判断によるが、開放における安全確認等は利用団体の責任で行う。
- ・小学校における夏季休業中のプール開放の監視は、各小学校PTAや地域住民の協力を得られるよう学校運営協議会等で協議する。

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・市内各小中学校に開錠員を配置するとともに、開錠・施錠の担当を教頭に固定することなく、役割分担の見直しを図る。警備保障については、外部委託を継続する。
- ・適切な登校時間帯を定めるとともに、開錠時間や完全退校時間、施錠時間を設定し、保護者や教職員に周知する。
 - *保護者には、事故等の緊急の場合を除き、19：00以降の学校への連絡を控えてもらうよう周知する。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・教職員による輪番制を導入するなどの工夫をしながら対応する。
- ・特別支援教育支援員や学校サポーター等による見守りを推進する。
(見守り職員の休憩時間の確保に配慮する。)
- ・地域学校協働活動として地域住民等の支援が得られるように学校運営協議会等で協議する。

⑫ 校内清掃

- ・清掃の回数や範囲等の合理化を促進する。
- ・地域学校協働活動として、地域住民等の支援が得られるように学校運営協議会等で協議する。

⑬ 部活動

- ・週2日以上（平日1日以上、土日1日以上）の休養日を徹底する。
- ・夏季と冬季に応じた「部活動終了時間」を設定し、厳守していく。
- ・教職員の早出を防止するため、自主練習を含めた朝の活動を原則として禁止する。
- ・部活動の円滑な地域展開を図るため、北浦教育文化研究所に部活動統括コーディネーターを配置するとともに、学校関係者、文化芸術・スポーツ団体関係者等で構成する仙北市部活動地域移行推進本部を設置し、学校（生徒・教職員）や保護者、関係団体等の合意形成に基づいた部活動地域展開の促進に向けた協議をする。
- ・部活動の円滑な地域展開を図るため、学校部活動指導者登録システムを運用（スポーツ部、芸術文化部）し、地域の指導者の掘り起こしを行うとともに、国や県の補助を活用しながら部活動指導員を配置し、学校担当者の負担軽減を図る。

ハ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食時間における対応

- ・教職員（学級担任と学年部職員等）による輪番制で給食指導を行うことや、学校サポーターや特別教育支援員の協力を得ながら準備・片付けを行う。
- ・アレルギー情報の管理を栄養教諭や養護教諭等が主導して行い、ダブルチェックとして、専用トレイや色違いの食器の準備、チェックリスト等を導入し、学級担任の「確認業務」を最小限にしながら「誤食」を組織的に防止する。

⑮⑯ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・学校サポーターや各校に巡回支援を行う情報支援員を活用し、授業準備や採点作業等を推進する。
- ・学習プリント等の作成に AI 機能や ICT ツールの導入を推奨し、定型業務の自動化を推進する。
- ・校務支援システムの機能（通知表・指導要録作成等）や自動採点技術等を活用し、成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。
- ・校務分掌をチーム分担制とすることで、個人負担の軽減を図るとともに、教職員と学校サポーター、情報支援員等との業務分担や連携の在り方について、市内各小中学校において共通理解を図る。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・ねらいの明確化を図り、それぞれの教育的価値を踏まえた精選や統合に向けた取組を推進するため、成果を上げている好事例について情報提供を行う。
- ・校務分掌をチーム担当制として、個人にかかる負担を軽減する。
- ・地域学校協働活動として、地域住民等の支援が得られるように学校運営協議会等で協議する。

⑱ 進路指導の準備

- ・進路希望調査について紙媒体での回収と集計を廃止し、Google フォーム等を活用して自動集計することで、時間の削減を図る。
- ・進路面談期間は、学級担任の事務作業等を免除するとともに、校内会議を設定せず、部活動指導を副担当に委ねる等して、心身の健康を確保する。

⑱ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・校内ケース会議を定期的で開催し、組織での対応を日常化するとともに、校内ケース会議等へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの参加を増やし、専門的な知見を活用するなど、教育職員と関係機関が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・困難な家庭対応や行政手続きの調整等は、管理職がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら主導し、学級担任が教室内での指導（対児童生徒）に専念できる環境を確保する。
- ・支援が必要な児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、福祉や医療等と連携しながら、支援を行う。

二. その他

⑳ 教職員の業務量管理・健康確保についての意識付け

- ・仙北市立学校安全衛生管理規程を定め、仙北市立小中学校を一つの事業場とし、総括安全衛生管理者及び産業医を配置する。また、仙北市立学校安全衛生委員会を設置し、教職員の業務量管理・健康確保について年3回の協議をするとともに、協議内容を各校で開催する安全衛生委員会の資料として提供し、教職員の業務量管理・健康確保についての意識付けを図る。
- ・教職員に心身の健康問題がある場合は、管理職または校内衛生推進者を通して仙北市立学校安全衛生委員会教育委員会事務局が相談窓口となり、必要に応じて産業医と連携し、診察・治療等ができる体制を構築する。

㉑ 保護者や地域の理解・協力

- ・保護者や地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、仙北市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・学校閉庁日を夏季・冬季休業期間に設定する。また、学校閉庁日の緊急連絡先に市教育委員会学校教育課を指定し、保護者に周知、理解・協力を得る。

(3) 学校における教職員の業務量管理に関する取組の推進

学校において、令和 11 年度までの目標に向けて以下の取組を推進し、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ノー残業デーを設定して定時退勤を促すとともに、退勤しやすい雰囲気作りをし、業務量管理・健康確保についての意識付けを図る。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。授業時数が規定よりも大幅に上回るカリキュラム・オーバーロードが起きないように編成するとともに、指導体制に見合うものとなるように見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない行事や活動等を見直すとともに、清掃の時間や範囲、頻度の見直しや放課後の活動時間を勤務時間内に設定する等、日課表の工夫を行う。
- ・クマ出没等の危機管理対策について学校運営協議会で協議し、屋外での活動の際の安全対策を保護者や地域や関係機関等の協力を得ながら実施する。
- ・花壇作業等への地域の方の協力や、職場体験の訪問先等との調整などを地域学校協働活動推進員の協力を得て実施する。
- ・ICTの活用による授業及び業務改善を進め、令和 11 年度までに「授業にICTを活用して指導することができる」教職員の割合を 100%にする。

(4) 学校における教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

学校において教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組み、教職員の健康及び福祉の確保に取り組みます。

- ・全ての学校において校内安全衛生委員会を設置する。また、校内衛生推進者を専任し、衛生に係る業務を担当させるとともに、校内安全衛生委員会の定期開催及び日常的なチェック体制や支援体制を整えることで、教職員の健康及び福祉の確保に努める。
- ・1 箇月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員には、管理職による面接指導を行うとともに、医師による面接指導を推奨する。
- ・退勤から出勤までに一定時間以上の継続した休息時間確保の徹底を図る。

- ・教職員のストレスチェック実施率を100%にするとともに、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・教職員に心身の健康問題がある場合は、管理職や校内衛生推進者を通して教育委員会が相談窓口となり、産業医の助言を仰ぎながら対応する。
- ・年次有給休暇には、まとまった日数を連続して取得できるようにするとともに、取得の促進を図る。
- ・長期休業中に学校閉庁日（統一的に学校業務を停止する日）を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・市内各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認する。
- ・市内各学校の教職員の在校等時間の状況を仙北市HP等で公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告し、取組の着実な実行につなげる。
- ・本計画に係る「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」について、「仙北市立学校の学校運営協議会の設置等に関する規則」に掲げ、毎年度学校運営協議会の承認を得る。
- ・仙北市立小中学校の教職員の業務量管理に関する目標の達成状況を本市で導入している出退勤管理システムで把握し、分析・評価、計画内容の改善を図る。
- ・仙北市立小中学校の教職員の健康確保に関する目標の達成状況を本市で導入しているストレスチェック結果から把握し、分析・評価、計画内容の改善を図る。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に努め、関係部局や関係機関等と連携して取り組む。
- ・教育委員会で各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校への聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかな改善が図られることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・様々な機会を捉え、各学校に本計画を周知するとともに、管理職向けのマネジメント研修の充実を図る等、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえながら、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。